

◆後期高齢者医療制度のお手続き（葬祭後に行ってください）◆

被保険者の方が亡くなった場合、後期高齢者医療保険証の返却をお願いいたします。
また、後期高齢者医療に関するお手続きで以下の2つをお願いしています。
申請書ごとに、記入する方が異なる場合がありますので、以下をご確認いただき、2枚まとめて申請書をご提出ください。

	1. 葬祭費の支給申請（様式3-1）	2. 相続人の設定（様式5-1）
目的	葬祭を行った方（喪主または施主）に 5万円を支給 する制度があります。 これを受取るためのお手続きです。	亡くなった数カ月後に「高額療養費」や 「保険料」が振込まれる場合があります。 その振込先（相続人代表者の口座番号）を 設定していただくためのお手続きです。 保険料の納付が発生した場合、 納付書が送付されます。
申請書	「後期高齢者医療葬祭費支給申請書」	「申立・誓約書」
必要なもの※	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（返却のため） <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の「普通預金通帳」 <input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の氏名が分かる「書類」 例）会葬ハガキ 斎場利用許可書 葬儀の日程表 領収書 等 * 領収書の場合、お名前は『〇〇家』等、名字のみでは受付できません。 必ず、「葬祭を行った方」「亡くなった方」の、 両方のフルネームが記載されたものをご用意ください。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証（返却のため） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の「普通預金通帳」 <input type="checkbox"/> 窓口に来られる方のご本人確認ができるもの 例）運転免許証 マイナンバーカード （写真のついているもの） 等
申請場所	足利市役所 保険年金課 高齢者医療担当 市役所本庁舎1階 13番窓口 *各公民館（織姫・助戸を除く）でもお手続きできます。 〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地 足利市役所 保険年金課 高齢者医療担当	
お問合せ	足利市役所 保険年金課 高齢者医療担当 0284-20-2184	

※ 作成いただいた申請書をご持参いただく場合も、念のため申請書に記入した「普通預金通帳」をご持参ください。

※ 消せるボールペンでの記入はご遠慮ください。